

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」(案)

1 競技名 バスケットボール

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会(以下「大会」という。)及び都道府県予選会等(以下「予選会」という。)に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

- ①部員数が4名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。
- ②合同チームのメンバーは合計で予選会等各大会規定の登録メンバーを超えないようにすること。
- ③**合同チームは原則として同地区、同支部内で編成すること。他地区、他支部のチームと合同チームを編成する場合は都道府県専門部が判断・承認し、都道府県高体連会長が決定する。**
- ④合同チームは計画的に練習ができるようすること。

【特例】

以下のチームは特例として、5名以上の部員を擁する近隣の学校と合同チームを組むことができる。この場合、上記②の人数の規定は適応しない。

ただし、特例の合同チームの判断・承認は都道府県専門部が行い、都道府県高体連会長が決定する。

(1)合同希望チームが地区(又は支部など)で1チームしかない場合

(2)合同希望チームが地区(又は支部など)内に複数あっても、お互いの距離があり、計画的に練習ができない場合

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

統一することが望ましいが、各学校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。

(5) 申請について

- ①全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の条件及び本ガイドラインを満たすことを前提とする。
- ② 合同チームを編成する場合、予選会申し込み日までに、都道府県専門部に申し出をし、審査を受け、大会参加申し込みの許可を得ること。
- ③ 合同チームで予選会等各大会に参加する場合、参加申し込み以降に入部した部員は出場することは出来ない。
- ④ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

(第1版) 2023年1月11日(水)

(第2版) 2024年9月3日(水)

※全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」（２）の条件

- ① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- ② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー
フットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技）
- ③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- ④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
（特例）
前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
- ⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- ⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
- ⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- ⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
- ⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。